

『一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち』をめざして

横手市男女共同参画行動計画 第3次計画（平成28～32年度）

平成28年3月

横 手 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画の趣旨 4
- 2. 計画の役割と位置づけ 4
- 3. 計画の期間 4

第2章 計画の内容

- 1. 基本理念 5
- 2. 横手市における男女共同参画社会の将来像と基本目標 5
- 3. 計画の体系 6

第3章 行動計画

家族・家庭 自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして

- 基本施策 ①男女が協力し共に責任を担える家庭を築きます 8
- ②多様な生き方を認め合える意識を家庭の中から育てます 10
- ③自立と信頼に基づく協力関係を築きます 11

社会活動 対等な社会参画による元気な地域づくりをめざして

- 基本施策 ①政策や方針決定過程への女性の登用を進め活動を支援します 12
- ②自分らしさを発揮できる社会活動の場を提供します 13
- ③男女ともに参加しやすい地域活動を推進します 15

雇用・労働 仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして

- 基本施策 ①就業の機会と労働条件の平等を促進します 17
- ②女性が活躍できる労働環境を整備します 19
- ③女性の多様な働き方とその支援体制を整えます 21

福祉・健康 自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして

- 基本施策 ①市民のニーズに応える福祉環境の整備と福祉サービスの充実を図ります .. 23
- ②健康と福祉の情報提供に努め市民の意識を醸成します 25
- ③生涯にわたる健康の保持増進を積極的に進めます 26
- ④配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶に向けた対策を強化します .. 28

教育・行政 共同と平等に基づいた教育と行政をめざして

- 基本施策 ①家庭や地域において性別にとらわれない教育を推進します 29
- ②教育の場で男女共同参画を推進します 30
- ③行政が率先して男女共同参画の考え方を実践します 31

第4章 横手市女性活躍推進計画

- (1) 計画の位置づけ …………… 33
- (2) 推進計画の内容
 - 1. 自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして【家族・家庭】 …… 33
 - 2. 対等な社会参加で元気な地域づくりをめざして【社会活動】 …… 34
 - 3. 仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして【雇用・労働】 …… 34
 - 4. 自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして【福祉・健康】 … 34
 - 5. 共同と平等に基づいた教育と行政をめざして【教育・行政】 …… 35

第5章 計画の推進体制

- 1. 推進体制の整備 …………… 36
- 2. 市民団体との連携 …………… 36
- 3. 計画の進行管理 …………… 37

参考資料	男女共同参画に関する用語集 ……………	38
	男女共同参画社会基本法 ……………	41
	秋田県男女共同参画推進条例 ……………	47
	男女共同参画に関する国内外の動き ……………	51
	横手市男女共同参画推進協議会・庁内検討委員会「策定の経過」 ……	53
	第3次計画 関係者名簿 ……………	54

■本文中の「_____＊」印の付いた語句は参考資料の「男女共同参画に関する用語集」(P38～)に用語の意味を掲載しています。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

平成11年6月に施行された国の男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定により、市町村は国、県の計画を勘案し区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）を定めるよう努めなければならないとされています。

これにより、横手市では平成18年12月に「横手市男女共同参画行動計画（第1次）」を策定し、横手市における男女共同参画社会の将来像を「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」とし、平成20年10月には「横手市男女共同参画都市宣言」を行いました。

このような男女共同参画社会の形成に向けた法令、制度、様々な取組での整合性を図るとともに、「横手市男女共同参画行動計画（第2次）」の計画終了に伴う検証結果を踏まえ、今後の男女共同参画施策をより総合的かつ効果的に推進するため「横手市男女共同参画行動計画（第3次）」を策定しました。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法^{*}」という。）が平成27年8月に施行され、同法第6条第2項の規定により横手市内の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとされております。

これにより、本計画の内容の一部は、女性活躍推進法^{*}に基づき「横手市女性活躍推進計画」と一体的に策定し、両計画の性格を併せ持つものとしております。

2. 計画の役割と位置づけ

(1) この計画は、「男女共同参画社会基本法^{*}」の理念及び同法に規定されている地方公共団体の責務を考慮して策定したものです。

(2) この計画は、国・県の計画並びに横手市総合計画との整合性が図られるよう勘案し、横手市における男女共同参画社会^{*}の形成に向けて、総合的かつ長期的に講ずるべき施策を示すとともに、市民と一緒に考え行動するための指針とするものです。

3. 計画の期間

(1) この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

(2) 社会情勢の変化、国・県の動向、計画の進捗状況を勘案し、必要に応じて見直しを行います。



第2章 計画の内容

1. 基本理念

- (1) 男女ともに基本的人権を尊重し、いろいろな分野に対等な立場で参画できる社会を構築します。
- (2) 男女の区別なく自らの意思により自由な生き方が選択でき、その個性と能力が発揮できる社会を構築します。
- (3) 仕事と家庭生活の調和が取れる環境を整備し、社会活動に参画できる社会を構築します。
- (4) あらゆる分野において女性が活躍できる社会を構築します。

2. 横手市における男女共同参画社会*の将来像と基本目標

男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性と能力が発揮できる男女共同参画社会*を実現するため、その将来像を

一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち とし、

次の5つの基本目標に添った行動計画に基づき、総合的に施策を展開します。

家族・家庭 … 自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして

一人ひとりが家族や家庭の一員として、自立した考え方で役割を分担し、互いの協力で円満な家庭生活を送ることができる社会を築きます。

社会活動 … 対等な社会参画による元気な地域づくりをめざして

政策・方針決定の場への女性の登用を促進し、あらゆる場で男女が社会の対等なパートナーとして参画できる社会を築きます。

雇用・労働 … 仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして

働く場での不公平感の是正や仕事と家庭生活の調和の取れた労働環境をめざし、女性の多様な働き方と能力を活かせる社会を築きます。

福祉・健康 … 自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして

男女とも個人として自立ができ、生涯にわたり心身ともに健康で生きがいをもてる社会を築きます。

教育・行政 … 共同と平等に基づいた教育と行政をめざして

教育の場においては性別にとらわれない教育の推進と、男女共同参画の理念に基づいた行政運営を実施します。

3. 計画の体系

